

県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金に関するQ&A

問		回答	
1	補助対象経費は何か？	1	下宿費の全額です。 主な経費としては、家賃・寮費・水道光熱費・食費・管理費等が考えられます。
2	市が指定する下宿等とは具体的にはどこか？	2	浜松市公式ホームページ「県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金について」に掲載のとおりです。
3	交付申請書はメールで提出して良いか？	3	署名又は記名押印が必要な書類があるため、 メールでの提出は一切受けられません 。郵送又は持参により御提出ください。
4	実績報告書はメールで提出して良いか？	4	署名又は記名押印が必要な書類があるため、 メールでの提出は一切受けられません 。郵送又は持参により御提出ください。
5	補助金交付請求書への押印は必要か？	5	補助金交付請求書への押印は 不要 です。
6	補助金はいつ頃入金されるか？	6	補助金は、3か月分をまとめて交付します。それぞれの入金時期(目安)は以下のとおりです。 4月～6月分: 8月頃 7月～9月分: 11月頃 10月～12月分: 2月頃 1月～3月分: 4月頃 (実績報告書の提出状況等により前後する場合があります。)
7	令和7年度に佐久間分校に入学し、下宿を利用している息子(娘)がいるが、補助金の対象となるか？	7	補助対象は令和8年4月1日以降に佐久間分校に入学する生徒の保護者です。 したがって、令和7年度以前に入学した生徒の保護者は補助対象外です。
8	年度当初又は年度末に一括して補助金の交付を受けたいが、可能か。	8	時期に関わらず、一括で補助金をお支払いすることはできません。
9	夏休み等の長期休暇期間中は下宿等を利用せず、実家に帰省するが、その場合でも補助金の交付を受けることができるか。	9	長期休暇期間中に下宿等を利用しない場合であっても、下宿費を支払っている場合は補助金の交付を受けることができます。なお、下宿等を利用しない期間中に下宿費を支払わない場合、当該期間については補助対象外となります。
10	補助対象者の要件の1つに「生徒の保護者であること」とあるが、祖父(祖母)は保護者とみなされるか？	10	この補助制度においては、生徒の親権を行う者のほか、未成年後見人又は生徒を現に監護する者を「保護者」としています。
11	実績報告の際、下宿費の支払いを証する書類として領収書の写しを提出するのが難しい場合はどうしたらよいか。	11	通帳の写し(表紙及び該当箇所)を御提出ください。 (該当箇所が分かるように印等をしてください。補助金と関係のない箇所については塗りつぶしていただいても構いません。)
12	1～3月分の実績報告について、どのような場合に誓約書を提出する必要があるか。	12	3月中に下宿費の支払いを証する書類を提出することが難しい場合、御提出ください。
13	誓約書には何を記載すれば良いか。	13	浜松市公式ホームページ「県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金について」に掲載されている「(参考様式)誓約書」を御活用ください。